

平成 19 年度 情報通信関係  
予算・税制(案)の概要について

総務省 情報通信政策局  
総務省 総合通信基盤局

平成19年度 情報通信関係  
予算(案)の概要について

総務省 情報通信政策局  
総務省 総合通信基盤局

## 予 定 額

(単位：億円)

	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 定 額	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
合 計	1,381.0	1,383.2	2.2	0.2%

## 主要事項

### 「u-Japan政策」の展開—通信・放送の融合・連携の推進

- ・ 成長力・競争力・ソフトパワーの強化 141億円
- ・ 安心・安全なユビキタスネット社会の実現 41億円
- ・ ユビキタスネットワーク整備 392億円
- ・ ICT利活用の高度化・利用環境整備 86億円
- ・ 技術戦略の推進 328億円
- ・ 国際戦略の推進 7億円

## 「u-Japan政策」の展開

### 一通信・放送の融合・連携の推進

(1) 成長力・競争力・ソフトパワーの強化	140.7( 121.0)
(7) 世界を先導する新世代ネットワーク技術	99.7( 86.0)
① ユビキタスネットワーク技術の研究開発等	46.6( 55.5)
・「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる社会（ユビキタスネット社会）を実現するため、ユビキタスネットワークの基盤技術、電子タグの高度利活用技術等を開発	
・インターネット通信量（トラフィック）の爆発的な急増に備え、情報通信インフラを強化するため、次世代バックボーンに係る技術等を開発	
② ユビキタス情報家電プラットフォーム技術の研究開発	4.0( 2.9)
・ネットワークにつながる情報家電が相互に連携して多様なサービスを利用できる環境を実現するため、情報家電の高度利活用技術等を開発	
③ ダイナミックネットワーク技術の研究開発（注）	13.5(新 規)
・多種多様なネットワークや端末から構成される次世代ネットワークにおいて、最適な通信環境が安定的に提供され、誰もがネットワーク上に蓄積された情報に自由にアクセスできる、世界を先導するネットワーク技術を開発（新規）	
④ 次世代IPネットワーク技術の研究開発等（注）	35.5( 27.6)
・既存の電話網に置きかわる高品質・高信頼なオールIP型次世代ネットワーク（NGN）の構築に必要な基盤技術、ネットワークの全ての情報伝達を光信号で行う大容量フォトニックネットワーク技術等を開発	

- (イ) ICT人材の育成・活用 9.6( 5.3)
- ・不足している高度なICT人材の育成を促進するため、産学官連携により、実践的教材やeラーニング基盤等の高度情報通信人材育成体系を開発（新規）
  - ・一般の利用者を対象としたインターネットの安心・安全利用のための講座（e-ネットキャラバン）への支援などを実施
  - ・ICT分野の人材育成研修に対する補助等を実施
- (ウ) 国際放送の強化 25.2( 23.0)
- ・「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、我が国の海外への情報発信力を高めるため、映像国際放送の強化を支援するとともに、映像国際放送の一層の発展に向けた調査研究を実施（新規）
  - ・在外邦人に対して必要な情報を提供するため短波による国際放送を実施
- (I) コンテンツの創造・流通・利用促進 6.2( 6.7)
- ・映像資産の教育利用、地域での流通を支援するため、分散型コンテンツ配信技術の実証・調査を実施（新規）
  - ・パーソナル通信ネットワーク上のコンテンツ利用における高い利便性・安全性の実現に向けた技術の開発・実証を実施
  - ・インターネット上の映像コンテンツの不正流通防止策の検討等を通じて、コンテンツの流通を促進
- (2) 安心・安全なユビキタスネット社会の実現 41.4( 36.9)**
- (ア) ICTの安心・安全の確保（情報セキュリティ対策の強化） 25.5( 17.0)
- ① 情報漏えい対策技術の研究開発 10.0(新 規)
- ・ファイル共有ソフトを通じた情報漏えい等、情報の流出が社会問題となっていることにかんがみ、情報の適切な管理技術、漏えい情報の流通停止の容易化を図る技術など、情報漏えいの被害を最小化する技術を開発（新規）
- ② ネットワークのセキュリティ高度化等 4.8( 5.1)
- ・電気通信分野の情報共有・分析機能の整備、重要通信の運用技術の高度化など、ネットワークのセキュリティを高度化する施策を推進（新規）
  - ・電気通信事業者等の緊急対応体制強化のためのサイバー攻撃対応演習等を実施

③ ネットワークに対するセキュリティ脅威への対処等	10.6( 11.8)
・ 悪意の第三者からの遠隔操作により多くのコンピュータを悪用しサイバー攻撃等を行うプログラム（ボットプログラム）への感染防止対策技術等を開発	
(イ) ICTによる安心・安全の確保（一部再掲）	16.0( 19.9)
・ 食品等の分野でのトレーサビリティ実証実験等を含めた電子タグの高度利活用技術、人やモノの状況等を自動認識し効果的な災害対策や子供の安全確保等を可能とするユビキタスセンサーネットワーク技術、高齢者等の健康管理・自律移動支援などに資するネットワークロボットの実現に必要な技術等を開発	
<b>(3) ユビキタスネットワーク整備</b>	<b>392.0( 394.4)</b>
(ア) 地理的デジタル・ディバイドの是正	182.9( 154.6)
・ 条件不利地域の情報格差を是正するため、ケーブルテレビ網や光ファイバ網、無線アクセスシステム等の地域の特性を活かした情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体等に対し、支援を実施するとともに、地域公共ネットワークの整備、移動通信用鉄塔施設の整備等に対し、補助を実施	
・ 地上放送のデジタル化に向けたデジタル放送中継局及び辺地共聴施設の整備に対し、支援を実施	
(イ) 放送のデジタル化の推進	209.2( 239.8)
① デジタル放送の普及促進等	7.0( 8.7)
・ 地上デジタル放送の円滑な普及・展開に向け、周知・広報活動の推進、受信相談体制の整備、ブラジルを初めとする海外における我が国の放送方式の普及に向けた取組み等を実施	
② 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策	202.1( 231.1)
・ 地上テレビジョン放送のデジタル化に向けて必要となるアナログ周波数変更対策を確実に実施	

<b>(4) ICT利活用の高度化・利用環境整備</b>	<b>85.8( 48.2)</b>
(7) 地域ICT利活用モデル構築事業	18.0(新 規)
・魅力ある地方、自律する地方の確立を図るため、地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等ICTを活用した創意ある取組について支援を実施(新規)	
(イ) ICTによる先行的社会システム改革	19.2( 10.9)
① テレワーク等の先進的社会システムの構築	5.3(新 規)
・就業、交通、環境等我が国が抱える社会的課題に対し、ICTの高度な利活用による解決を図るため、テレワーク共同利用型システム、安全運転支援情報通信システム、環境センシング・ネットワークの実証・調査を実施(新規)	
② 電子政府の推進	13.9( 10.9)
・総務省が担当する府省共通業務・システム(政府調達手続における電子契約システム)及び電気通信行政情報システムの最適化を実施(一部再掲)	
・総合無線局監理システムの電子申請機能等を高度化	
(ウ) ユニバーサルデザインの普及促進(注)	7.3( 8.2)
・高齢者・障害者が使いやすい情報通信機器・技術の開発及びサービスの提供の促進、字幕番組・解説番組等の制作費の助成等を実施	
(エ) コンテンツの創造・流通・利用促進(再掲)	6.2( 6.7)
(オ) ICT人材の育成・活用(再掲)	9.6( 5.3)
(カ) ICTの安心・安全の確保(情報セキュリティ対策の強化)(再掲)	25.5( 17.0)
<b>(5) 技術戦略の推進</b>	<b>327.8( 291.3)</b>
(7) 世界を先導する新世代ネットワーク技術(再掲)	99.7( 86.0)
(イ) ICTの安心・安全の確保(情報セキュリティ対策の強化)	20.6( 11.8)
① 情報漏えい対策技術の研究開発(再掲)	10.0(新 規)
② ネットワークに対するセキュリティ脅威への対処等(再掲)	10.6( 11.8)

(ウ) ワイヤレスブロードバンドの推進 (注)	115.3( 98.8)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を整備するため、電波資源の拡大に資する未利用周波数帯の開拓、周波数有効利用技術の高度化等の研究開発を推進</li> </ul>	
(I) ユニバーサル・コミュニケーション技術 (注)	20.7( 17.9)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でもストレスなく信頼して簡単に使えるインターフェース技術、臨場感を飛躍的に高める音響・映像技術など、人に優しいコミュニケーションの基盤技術の研究開発を推進</li> </ul>	
(オ) 独創性、創造性を活かす研究開発等 (注)	71.5( 76.8)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的な研究環境の形成により、世界をリードする独創性・新規性に富む研究開発を推進</li> <li>・次世代の高速ネットワークを先導する先端技術等を開発するため、国内外を結ぶ研究開発テストベッドネットワークの構築を実施</li> </ul>	
<b>(6) 国際戦略の推進</b>	<b>7.0( 6.5)</b>
(7) 国際的な連携の推進	1.7( 0.5)
① 国際会議への対応	1.1( 0.2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「APEC電気通信・情報作業部会」、「第6回日中韓情報通信大臣会合」、「ITU無線通信総会・世界無線通信会議」等の国際会議を通じ、国際的な連携を推進</li> </ul>	
② 戦略的な国際情報発信の実施	0.7( 0.3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用した広報や、海外における情報通信国際セミナー等、戦略的な国際情報発信活動を実施</li> </ul>	
(イ) アジア・ブロードバンド計画の推進	5.3( 6.0)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア地域のブロードバンド化を推進し、情報流通を活性化させるため、IPv6技術を活用した遠隔教育システム、超高精細医療画像伝送技術、IP電話の国際間相互接続に関する実証実験等を実施</li> </ul>	

(注) 書きは独立行政法人情報通信研究機構の運営費交付金により実施する予定のものを含み、計数は予定額である。



## 経済成長戦略推進施策

○ **地域ICT利活用モデル構築事業** **18.0億円**

地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルを構築し、その成果を全国に展開することにより、魅力ある地方、自律する地方の創造を図る。

○ **高度情報通信人材育成体系の開発** **4.0億円**

不足している高度情報通信人材の育成を促進するため、知識やスキルを効果的に修得することができる実践的な教材やeラーニング基盤モデルを、産学官連携により開発し、普及させることにより、ICTによる生産性の向上を図り、ICT革新を支える産業・基盤の強化の実現に資する。

(注) 上記の計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない。

# 地域ICT利活用モデル構築事業

魅力ある地方、自律する地方の確立を図るため、地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等ICTを活用した創意ある取組について支援を実施。

## 1 施策の概要

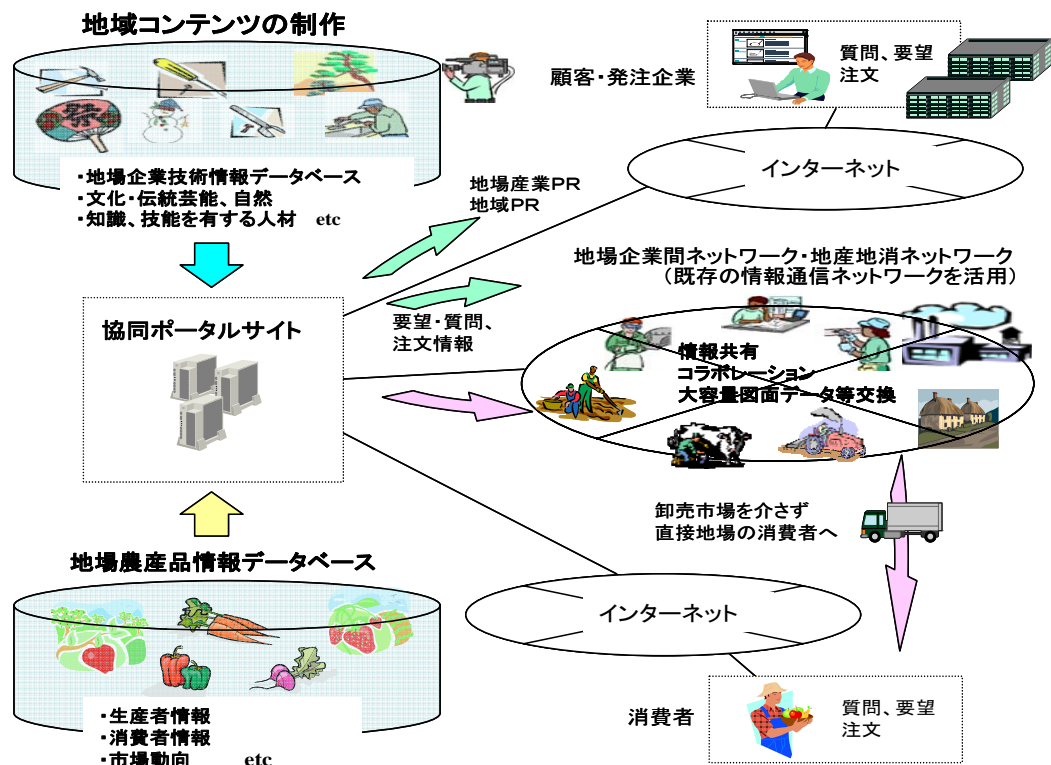
地方公共団体等に対し、地域が自律的に課題を解決するための「地域ICT利活用モデル」（情報通信システムの企画・設計・開発及び運用のための体制づくりを一体として行うもの）の構築を委託する。

「地域ICT利活用モデル」を構築した委託先は、成果物として、①成果報告書、②システム設計書、③成果検証データ等を国に提出し、国はその成果物を必要に応じて他の団体に提供することにより、「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。

## 2 「地域ICT利活用モデル」の具体例

モデルの具体例としては、「子育て支援ネットワーク」「独居老人の見守りシステム」「地場産品協同ポータルサイト」等が考えられる。なお、実際の取組内容は、地域の提案に基づき決定する。

例) 地場産品協同ポータルサイトのイメージ



## 3 所要経費

	平成19年度予定額	平成18年度予算額
一般会計	1,800百万円	一百万円

# 地域情報通信基盤整備推進交付金

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタルディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

平成 18 年度予算で新設したスキームであり、平成 19 年度はデジタル放送中継局、有線共聴施設にも対象を拡充。

## 1 施策の概要

サービスの種別による事業の区分を廃し、デジタル放送中継局、ケーブルテレビ、有線共聴施設、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要な施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進。

### ○ 交付対象主体及び交付率

#### ① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

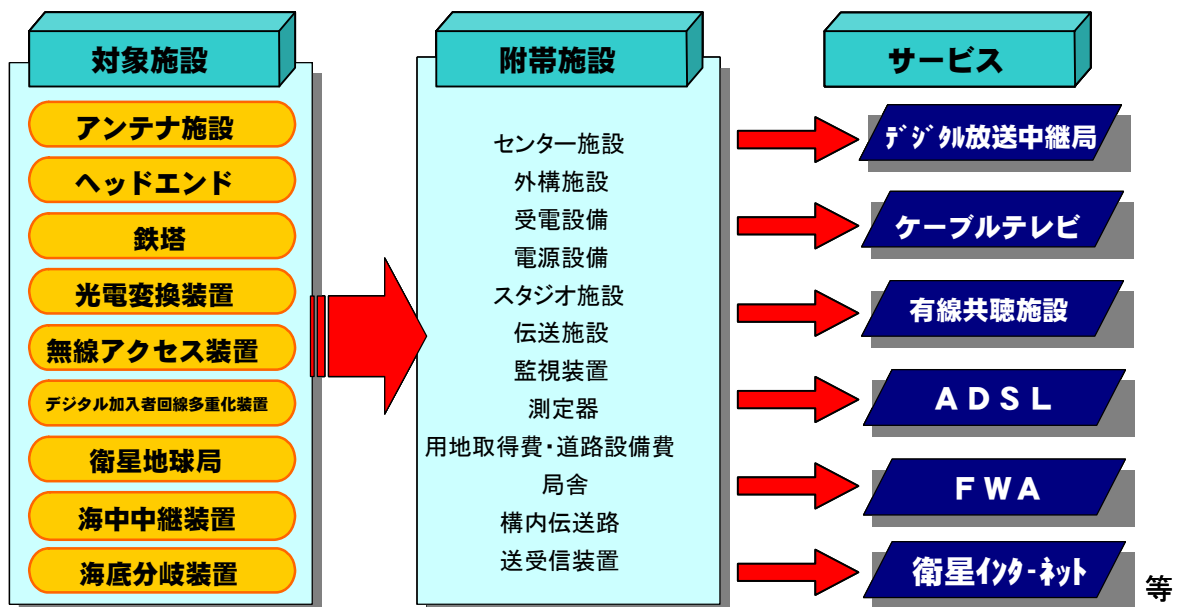
（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

#### ② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

（注）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

#### ③ 第三セクター法人（交付率：1/4）

## 2 イメージ図



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

## 3 所要経費

	平成19年度予定額	平成18年度予算額
一般会計	5,700百万円	5,257百万円

# テレワーク共同利用型システムの実証実験

テレワーク共同利用型システム（安心・安全で安価にテレワークの導入が可能となる共同利用型のモデルシステム）の実証実験を通して、中小企業者等へのテレワーク普及を促進し、女性、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援する。

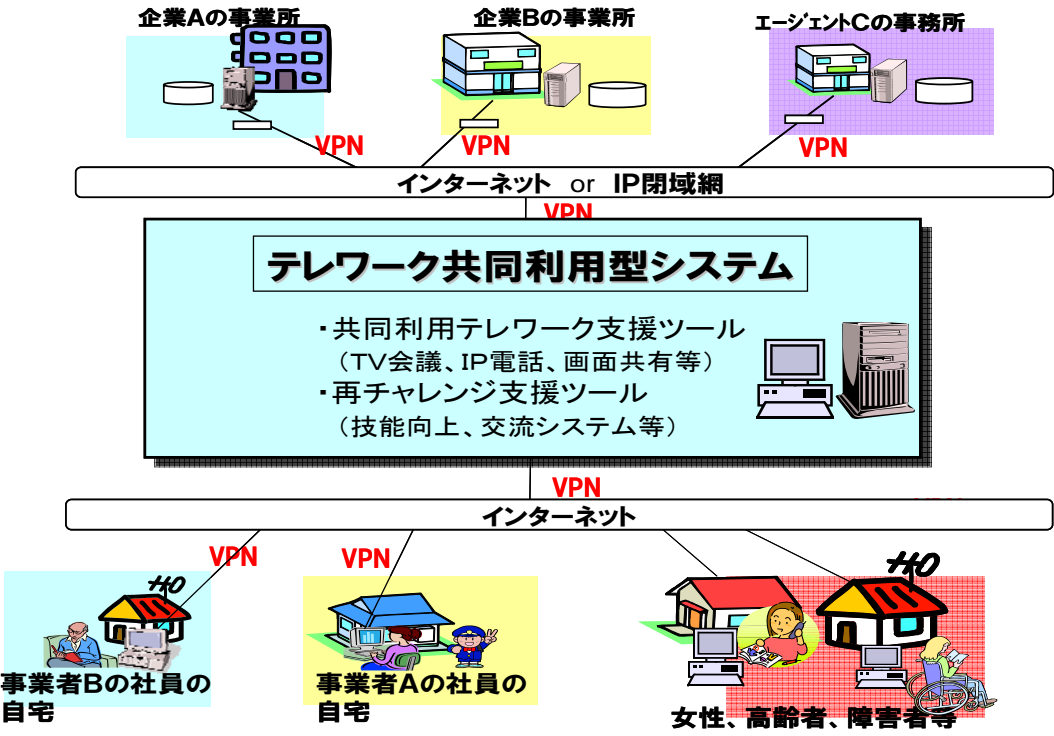
## 1 目標

（活かに満ちたオープンな経済社会の構築）  
「自宅での仕事を可能にするテレワーク人口の倍増を目指すなど、世界最高水準の高速インターネット基盤を戦略的にフル活用し、生産性を大幅に向上」させる。  
（第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成18年9月29日）抜粋）

## 2 施策の概要

安心・安全で、安価にテレワークを導入できる仕組みを実現し、中小企業者等へのテレワークの普及を促進するとともに、女性、高齢者、障害者等の再チャレンジを支援する。  
（厚生労働省と連携し実証実験を実施）

## 3 イメージ図



## 4 所要経費

一般会計	平成19年予定額 300百万円	平成18年度予算額 － 百万円
------	--------------------	--------------------

# 高度情報通信人材育成体系の開発

企業等の情報化戦略や新たなビジネス創出を担うICTマネジメント人材を育成するため、実践的なPBL（Project Based Learning）教材やICTベンチャーにおけるマネジメント研修教材を開発するとともに、eラーニング等基盤技術を開発し、広く普及させることにより、我が国の高度情報通信人材の育成を促進する。

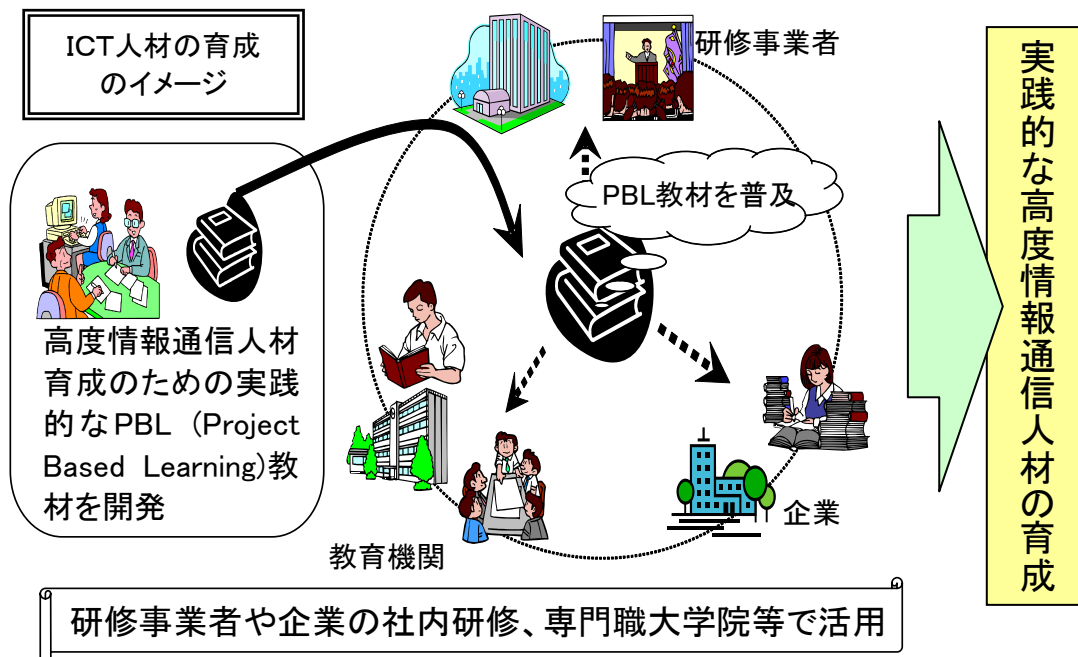
## 1 施策の概要

企業内のICT統制の重要性が高まりつつあるなか、ネットワークを利活用し、課題を解決するとともに、新たなビジネスを創出するICTマネジメント人材の育成が求められているところ、こうした人材を育成するための教育や研修はほとんど提供されていない。

このため、ICTマネジメント人材に求められる技術、知識、コンピテンシー等についての調査・分析を踏まえて、実践的な育成手法であるPBLのモデル教材を、産学連携により開発するとともに、こうした人材の育成を支援するeラーニング等基盤技術を確立して、大学院等の高等教育機関や企業等に広く普及させることで、「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議)に掲げられている高度情報通信人材の育成を促進する。

また、成長スピードが速いICTベンチャーについて、その成長ステージ毎にICTベンチャーの経営に求められる機能の指標を踏まえたマネジメント人材育成のための研修プログラムの開発及び実証を行う。

## 2 イメージ図



## 3 所要経費

	平成19年度予定額	平成18年度予算額
一般会計	400百万円	222百万円

# 平成19年度税制改正（案）の概要

## 【情報通信関係】

1	平成19年度税制改正 主要要望結果のポイント	1
(1)	地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長	2
(2)	テレワーク環境整備税制の創設	3
(3)	減価償却制度の抜本的見直し	4
(4)	沖縄情報通信産業振興税制の拡充・延長	5
2	その他の改正事項	6

平成19年1月9日  
情報通信政策局

# 1 平成 19 年度税制改正 主要要望結果のポイント

## 1 放送のデジタル化の推進

- **地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長**（所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税）  
地上デジタル放送を行うための施設の整備を促進し、2011 年の地上デジタル放送への円滑な移行を目指すため、中継局の一部に対する措置の拡充等を行いつつ、2 年間(一部については 3 年間)の延長を行う。

## 2 テレワークの拡大

- **テレワーク環境整備税制の創設**（固定資産税）  
企業におけるテレワーク環境整備を促し、テレワークの一層の普及促進を図るため、テレワーク設備(シンクライアントシステム等)への投資に対する特例措置を新たに行う。(2 年間の措置)

## 3 国際競争力の強化

- **減価償却制度の抜本的見直し**（所得税、法人税、法人住民税、事業税）  
企業の生産手段の新陳代謝の加速化を図るとともに、ICT 産業の国際競争力の強化を図るため、償却可能限度額、残存割合を撤廃することにより、競争相手となっている諸外国と比べて遜色ないものとなるよう見直しを行う。

## 4 沖縄の振興

- **沖縄情報通信産業振興税制の拡充・延長**（法人税、特別土地保有税、事業所税、法人住民税、事業税）  
沖縄の振興に不可欠なリーディング産業の一つに位置付けられる情報通信産業の振興を図るため、適用要件の緩和等を行いつつ、5 年間の延長を行う。

# 1 (1) 地上放送施設デジタル化促進税制の拡充・延長

【国税（所得税、法人税）、地方税（固定資産税、不動産取得税）】

(1) 目的： 地上デジタルテレビジョン放送のための施設等の取得に伴う投資負担を軽減し、当該施設等の整備を促すことにより、地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、国民視聴者にデジタル化の有する様々なメリットを早期に還元し、もって我が国の地域振興に資する。

(2) 対象： ア 国税 ・ 地上テレビジョン放送事業者(関東・近畿広域圏局を除く。) ・ 放送番組制作事業者(デジタル番組制作設備のみ)

イ 地方税 地上テレビジョン放送事業者

(3) 対象設備： 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定を受けた実施計画に従って取得する次の設備

ア 国税、地方税（固定資産税）

- ・ デジタル番組制作設備(デジタル撮像装置、デジタル副調整設備、デジタル記録・再生装置、デジタル素材伝送装置)
  - ・ デジタル送出・伝送装置(デジタル送出設備、符号化圧縮装置、多重化装置、デジタル変調装置)
  - ・ デジタル送受信装置(デジタル送信装置、給電線、デジタル受信装置、アンテナ、鉄塔)
- ※ 地方税(固定資産税)においては、デジタル編集装置も対象。

イ 地方税（不動産取得税）

デジタル送受信装置(デジタル送信装置、給電線、デジタル受信装置、アンテナ、鉄塔)に係る家屋

(4) 税制特例： ア 国税 特別償却 15%(平成 20 年度は 13%、平成 21 年度は 10%)

イ 地方税 固定資産税 取得後 5 年度分について課税標準 3/4

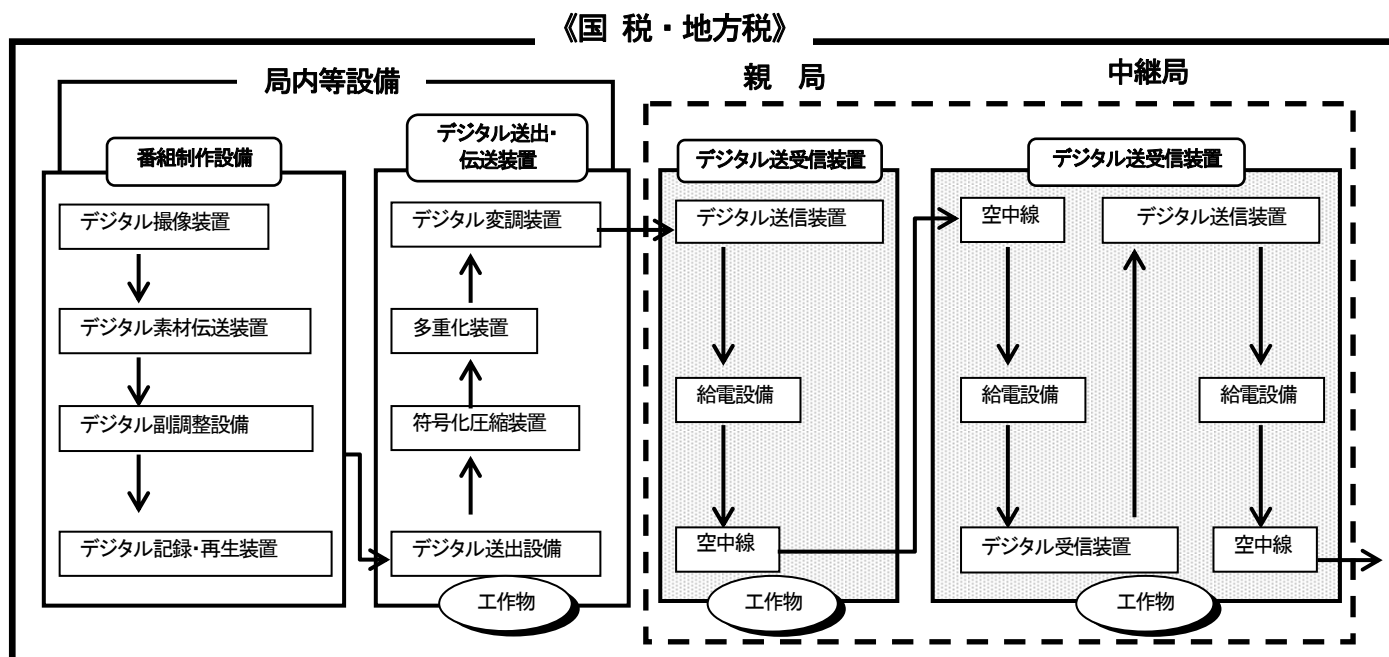
一部の中継局については 2/3 【今改正で拡充】

不動産取得税 課税標準 3/4

(5) 適用期間： ア 国税 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日(3 年間)

イ 地方税 平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日(2 年間)

【対象設備の概要図】

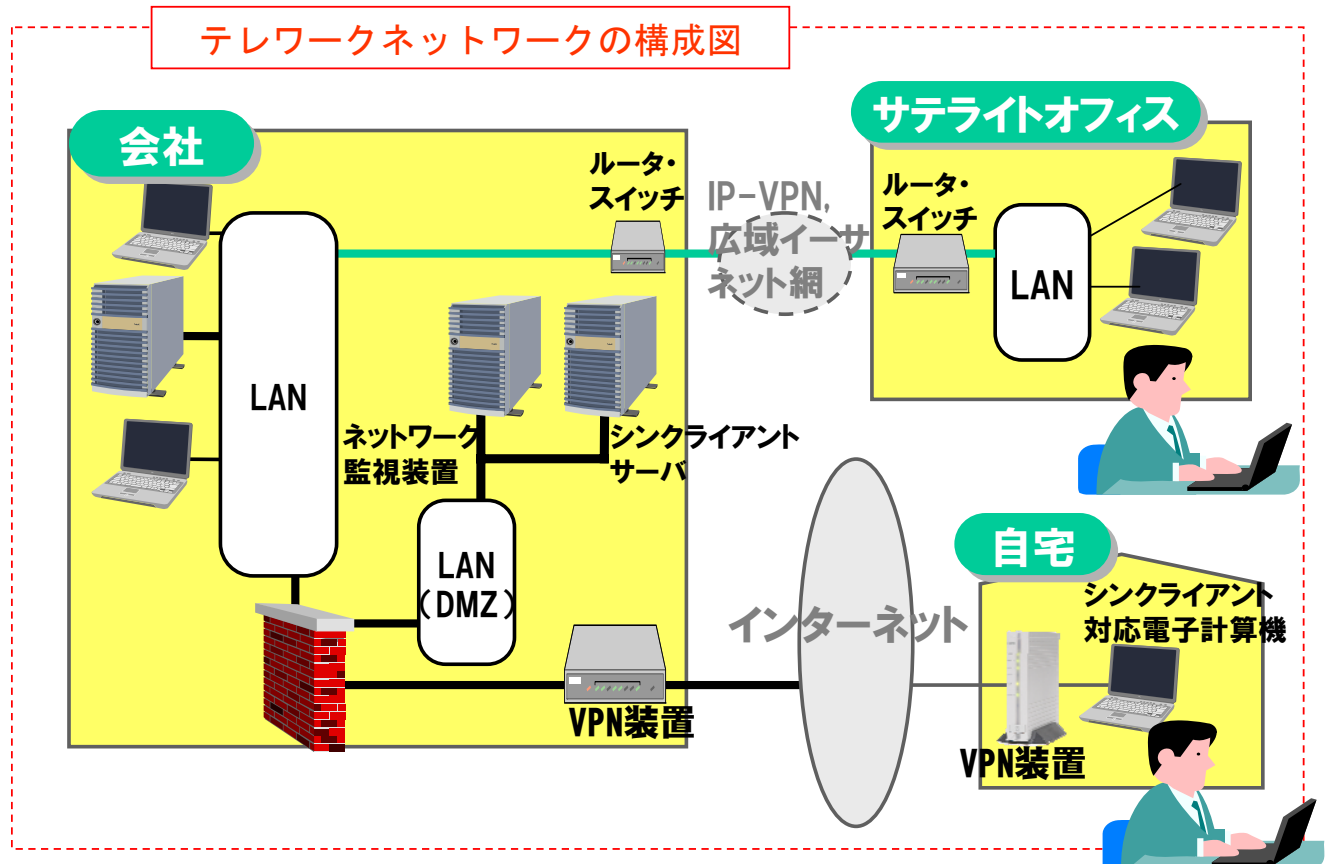




## 1 (2) テレワーク環境整備税制の創設

### 【地方税（固定資産税）】

- (1) 目的： テレワークを導入していない事業者に対して投資インセンティブを付与することで、企業におけるテレワーク環境整備を促し、テレワークの一層の普及促進を図ることにより、業務効率化による企業の競争力向上、少子高齢化対策、地域における雇用創出効果、通勤負担の軽減、環境負荷軽減効果等に資する。
- (2) 対象： テレワーク関係設備の導入を行う者
- (3) 対象設備： シンククライアントシステム、VPN 装置等
- (4) 税制特例： 取得後5年度分について課税標準 2/3
- (5) 適用期間： 平成19年4月1日～平成21年3月31日(2年間)



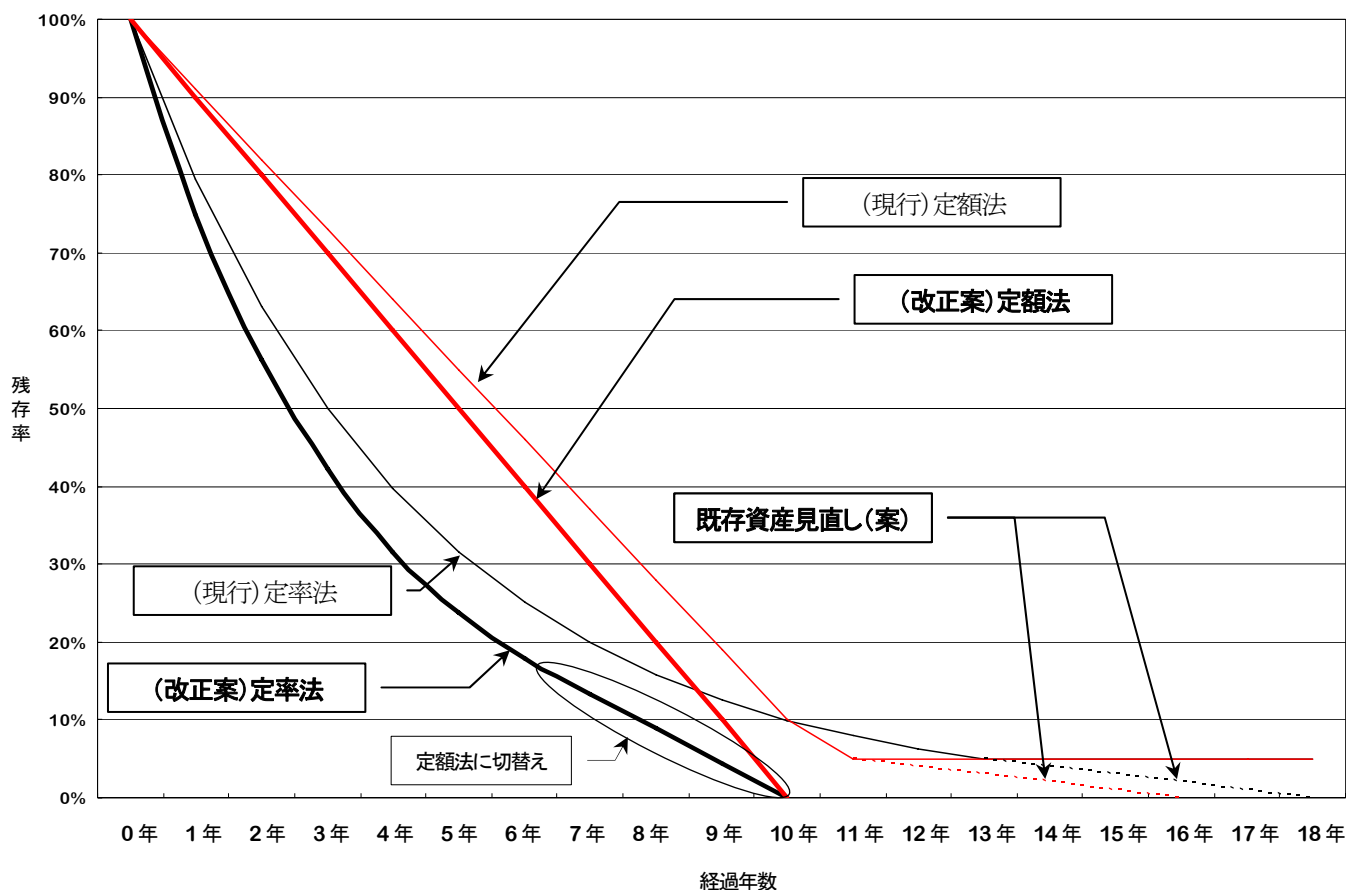
# 1 (3) 減価償却制度の抜本的見直し

【国税（所得税、法人税）、地方税（法人住民税、事業税）】

(1) 目的： わが国の ICT 産業は、ユビキタスネット社会を世界に先駆けて実現することにより、国際競争を勝ち抜くことを期待されている。しかし、ICT 産業は急激な技術革新の下で国際競争に直面しなければならない状況であり、日本の技術基盤の抜本強化が必要となる。減価償却制度の見直しにより、減価償却額の拡大によるキャッシュフローが設備投資にまわれれば設備投資の活性化につながり、技術基盤の抜本強化を図ることが可能となる。

- (2) 措置内容：
- ア 償却可能限度額（取得価額の 95%）の撤廃
    - ※ 既存の資産については、償却可能限度額に到達後 5 年間で均等償却
  - イ 新規取得資産について、残存割合（10%）を廃止し、備忘価額 1 円まで償却できるようカーブを見直す（250%定率法の導入）
    - ※ 250%定率法とは、まず、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.5 倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が一定の金額を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却する方法をいう。

【償却カーブのイメージ（法定耐用年数 10 年の場合）】



【償却可能限度額、残存割合の主要国との比較（現状）】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	韓国
償却可能限度額	95%	100%	100%	100%	100%
残存割合	10%	0	0	0	5%

# 1 (4) 沖縄情報通信産業振興税制の拡充・延長

- 目的： 沖縄の振興には、観光産業と並ぶリーディング産業の一つに位置付けられる情報通信産業の振興を図ることが不可欠であり、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区における情報通信産業の企業立地を促進し、沖縄経済の持続的発展の土台を築くことに資する。

## <情報通信産業振興地域制度>

【国税（法人税）、地方税（特別土地保有税、事業所税、法人住民税、事業税）】

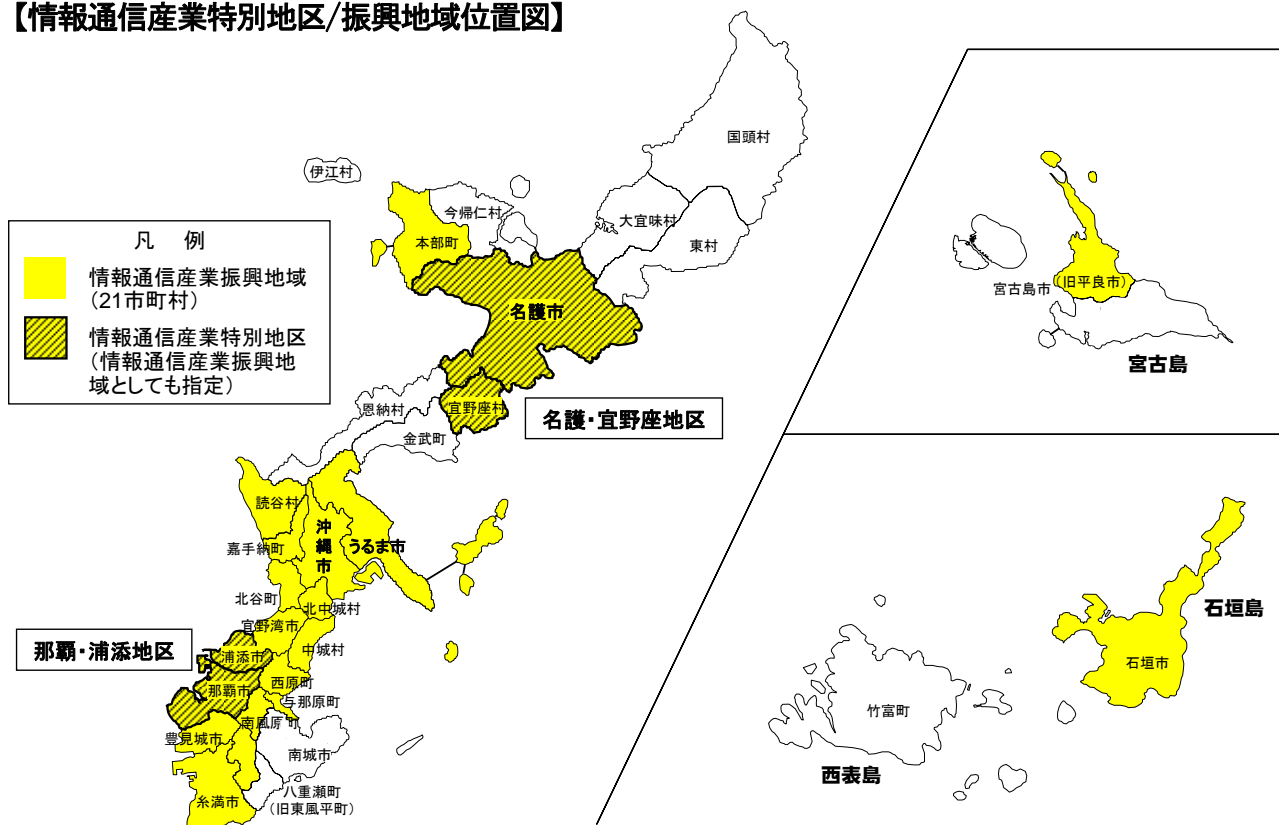
- (1) 対象： 情報通信産業振興地域において情報通信産業を営む事業者及び情報通信技術利用事業を営む事業者
- (2) 対象設備（国税）
  - ア 機械・装置
  - イ 特定の器具・備品（電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、ICカード利用設備）
  - ウ 建物、建物付属設備及び構築物（電気通信業、放送業等に係るものに限る）
- (3) 税制特例：
  - ア 国税 税額控除 15%（建物及び構築物の場合は 8%）
  - イ 地方税 特別土地保有税 非課税
  - 事業所税 取得後 5 年度分について課税標準 1/2（資産割）
- (4) 適用期間： 平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（5 年間）

## <情報通信産業特別地区制度>

【国税（法人税）、地方税（法人住民税）】

- (1) 対象： 情報通信産業特別地区において特定情報通信事業（iDC、ISP 等）を営む、新規に創設された法人<sup>※</sup>。
  - ※ 常時使用する従業員数が 10 人以上【今改正で緩和】等の要件あり。
  - ※ 情報通信産業地域制度における投資税額控除との選択制。
- (2) 税制特例： 所得控除 35%（認定を受けてから設立日の 10 年後まで）
- (3) 適用期間： 平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（5 年間） ※認定を受けることのできる期間

## 【情報通信産業特別地区/振興地域位置図】



## 2 その他の改正事項

### (1) エンジェル税制の拡充・延長 (2年間：所得税、個人住民税)

ア 目的： スタートアップ段階にある新規事業に対するリスクマネーの供給不足を解消し、新規事業の育成・発展の促進に資する。

イ 対象： 個人

ウ 措置内容

(ア) 特定中小会社※が発行する株式を払込みにより取得した場合、一定の要件の下で、その取得した年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、その特定株式の取得に要した金額を控除

※ **特定中小会社につき、以下のとおり要件を緩和【今改正で拡充】**

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者

- 開発者が2人以上で全従業員等の10%以上という要件を満たす企業も対象に追加(設立2年未満)

注：「開発者」とは、技術開発者、商品企画者、マーケティング担当者等をいう。

- 売上高成長率が25%以上という要件を満たす企業も対象に追加(設立2年以上5年未満)

注：「売上高成長率」とは前々期の売上高に対する前期の売上高の伸び率又は第1期から前期までの売上高の平均の伸び率をいう。

※ **特定中小会社の確認手続きにつき、以下のとおり事前確認制度を導入【今改正で拡充】**

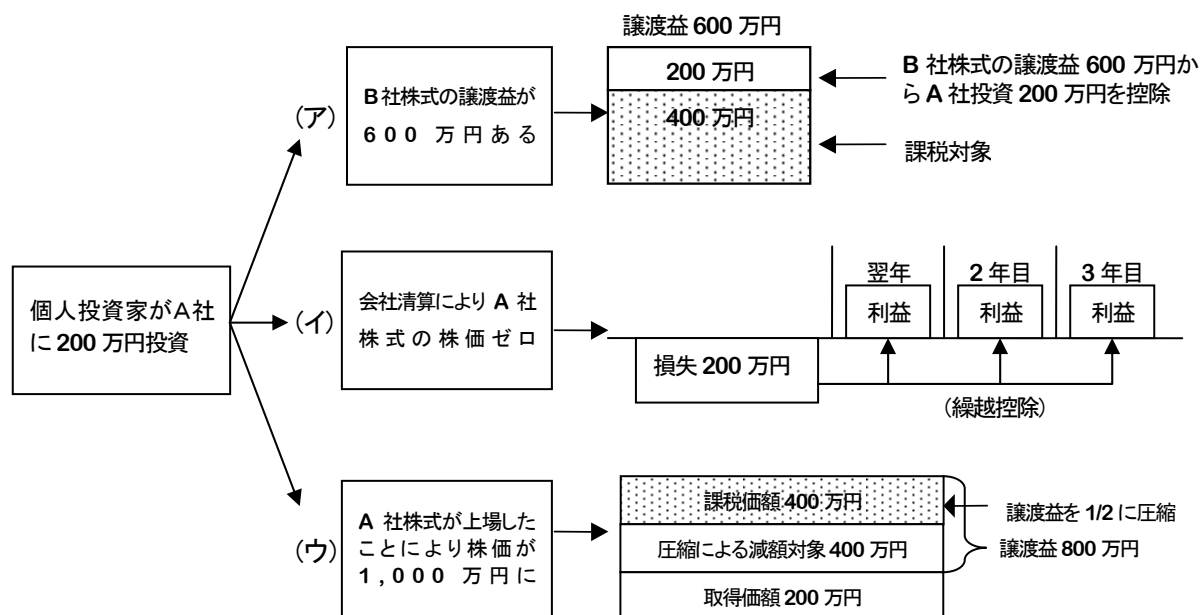
○ エンジェル税制の要件に該当するベンチャー企業であるかどうかの確認手続きについて、現行の投資を受けた都度確認を受ける方法のほか、毎年度事前に確認を受ける方法を追加。

(イ) 上記(ア)の対象となる株式について、その取得の日から、その株式の公開の前日までの間に譲渡損失が生じ、その損失が、その年の他の株式等に係る譲渡所得等を上回る場合、その年の翌年以降3年間、各年の株式に係る譲渡所得等の金額から繰越控除

(ウ) 上記(ア)の対象となる株式について、その株式等に係る譲渡所得等を1/2に圧縮

エ 適用期間： 平成19年4月1日～平成21年3月31日

#### 【特例措置のイメージ】



### (2) その他

① 産業活力再生特別措置法関連税制の延長 (2年間：所得税、法人税)

② 中小企業等基盤強化税制の延長 (2年間：所得税、法人税)